

# 「指定通所介護」重要事項説明書

特別養護老人ホーム  
グリーンホーム  
デイサービスセンター

当施設は介護保険の指定を受けています。

(栃木県指定 第0970500252号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 虐待の防止のための措置	7
7. 苦情の受付について	8
8. 緊急時の対応について	8

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 緑風会
- (2) 法人所在地 栃木県鹿沼市下日向438-1
- (3) 電話番号 0289-63-3800
- (4) 代表者名 理事長 福田 英夫
- (5) 設立年月 平成5年2月8日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年2月15日指定  
栃木県指定 第0970500252号  
※当事業所は特別養護老人ホームグリーンホームに併設されています。

- (2) 事業所の目的 当事業所は、指定介護サービスについては、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため日常生活上の世話や動作訓練等の援助を行うことを目的とする。又、介護予防サービスについては、「日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持・改善可能性の高い」軽度者の状態に即した自立支援と「目標指向型」のサービスを提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 グリーンホームデイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 栃木県鹿沼市下日向438-1
- (5) 電話番号 0289-63-3800
- (6) 事業所長(管理者) 氏名 大垣 五輪子
- (7) 当事業所の運営方針 当事業所は、ご利用者の居宅サービス計画に基づき、ご利用者の意思や人格を尊重し常にご利用者の立場にたって、その居宅でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の援助を行うものとする。
- (8) 開設年月 平成9年6月1日
- (9) 利用定員 30人

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域 鹿沼市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	日曜日から土曜日 ただし、1月 1日から1月 3日を除く
受付時間	午前8時30分から午後5時
営業時間	午前9時から午後5時

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》 ※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職種	配置	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1名	1名
2. 生活相談員	1名以上	1名
3. 介護職員	4名以上	4名
4. 看護職員	1名以上	1名
5. 機能訓練指導員	1名以上	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常

勤職員の所定勤務時間数（例：週＝40時間）で除した数です。  
（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では 1 名と  
なります。（8 時間× 5 名÷40時間＝ 1 名）

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。  
当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

#### (1) 通所介護サービス

以下のサービスについては、食事を除き通常は利用料金の 9 割（通常 1 割が自己負担）が介護保険から給付されます。

※自己負担の割合は介護保険負担割合証によります。

#### 〈サービスの概要〉

##### ①食事

・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間） 昼食： 12：00～13：00

##### ②栄養アセスメント加算 50単位/月

・当事業所又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置し、利用者ごとに、管理栄養士等が共同して栄養状態の評価などを行った場合に算定されます。

※本加算では、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取組として、厚生労働省の科学的介護情報システム（LIFE）へ必要なデータを提出し、フィードバック情報を活用します。

##### ③栄養改善加算（該当者） 200単位 ※月2回まで。原則3か月

・低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、当事業所又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置し、必要に応じてご利用者の居宅の訪問や、栄養相談等の栄養管理を行い、低栄養状態の改善を目的としたサービスを実施した場合に算定されます。

##### ④口腔・栄養スクリーニング加算（該当者） (I) 20単位 ※6月に1回まで (II) 5単位 ※6月に1回まで

・当事業所の従事者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、当該利用者を担当する介護支援専門員に情報を提供します。

・加算 (II) は併算定で加算 (I) が算定できない場合に、利用者の口腔の健康状態と栄養状態のどちらかのスクリーニングを行った場合に算定されます。

##### ⑤口腔機能向上加算（該当者） (I) 150単位 ※月2回まで。原則3か月 (II) 160単位 ※月2回まで。原則3か月

・口腔機能の低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を 1 名以上配置し、共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上サービスを実施し、定期的な評価と計画の見直し等を行います。

※加算（Ⅱ）では、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取組として、厚生労働省の科学的介護情報システム（LIFE）へ必要なデータを提出し、フィードバック情報を活用します。

⑥入浴介助加算 （Ⅰ） 40単位/日  
（Ⅱ） 55単位/日

- ・入浴を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・医師等が連携し、訪問して把握したご自宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、実施した場合は加算（Ⅱ）が算定されます。

⑦排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

⑧中重度者ケア体制加算 45単位/日

- ・中重度の要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活継続に資するサービスを提供します。

⑨認知症加算（該当者） 60単位/日

- ・認知症高齢者を積極的に受け入れ、在宅生活継続に資するサービスを提供します。

⑩若年性認知症利用者受入加算（該当者） 60単位/日

- ・若年性認知症利用者毎に、個別の担当者を定め、サービス提供に当たります。

⑪機能訓練（個別機能訓練加算） （Ⅰ）イ 56単位/日  
（Ⅰ）ロ 85単位/日  
（Ⅱ） 20単位/月

- ・加算（Ⅰ）イでは、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置し、ご利用者ごとの心身等の状況に応じて機能訓練実施計画を策定し、日常生活を送るに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

- ・加算（Ⅰ）ロでは、上記に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上、サービス時間帯を通じて配置した場合に算定されます。

※加算（Ⅱ）では、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取組として、厚生労働省の科学的介護情報システム（LIFE）へ必要なデータを提出し、フィードバック情報を活用します。

⑫生活機能向上連携加算（該当者） （Ⅰ） 100単位/3月  
（Ⅱ） 200単位/月

- ・自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、当事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職（理学療法士等）が連携して個別機能訓練計画を作成し実施した場合に加算となります。

※加算（Ⅱ）は、個別機能訓練加算を算定している場合は100単位となります。

⑬ADL 維持等加算 （Ⅰ） 30単位/月  
（Ⅱ） 60単位/月  
（Ⅲ） 3単位/月

- ・自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当事業所を利用した者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に加算されます。

※加算（Ⅰ）（Ⅱ）では、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取組として、厚生労働省の科学的介護情報システム（LIFE）へ必要なデータを提出し、フィードバック情報を活用します。

※加算（Ⅲ）については、経過措置のため令和5年3月31日まで

⑭サービス提供体制強化加算 （Ⅰ） 22単位/日  
（Ⅱ） 18単位/日

### (Ⅲ) 6単位/日

・ご利用者に対し、質の高いケアを実施致します。

#### ⑮送迎を行わない場合(片道につき) - 47単位

・家族等が送迎を行う場合等で、事業所が送迎を実施していない場合は、基本報酬より減算致します。

#### ⑯科学的介護推進加算 40単位/月

・PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取組として、ご利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省の科学的介護情報システム(LIFE)へ提出し、フィードバック情報を活用している場合に加算となります。

### 〈サービス利用料金(1回あたり)〉

下記の料金表(基本料金)によって、ご利用者の要介護度に応じた介護、及び加算等のサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費に係る自己負担額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

※下記の料金表は代表的な時間区分によるものとなります。

- ① ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ② 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

**※介護報酬の改定が行なわれ、1カ月の利用料金の合計額に、国家公務員の地域手当に準じた地域割りが介護報酬単価に含まれます。(自己負担は介護保険負担割合証による)**

**※介護職員処遇改善加算の要件を満たす場合には、1カ月の利用料金の合計額にサービス別加算率を乗じた額をお支払い頂きます(自己負担は介護保険負担割合証による)**

**※介護職員等特定処遇改善加算の要件を満たす場合には、介護職員処遇改善加算を除いた1カ月の利用料金合計額にサービス別加算率を乗じた額をお支払い頂きます(自己負担は介護保険負担割合証による)**

※「新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価」により、基本報酬が0.1%上乘せされます。(令和3年9月30日まで)

**※1 割負担の場合、所要時間 4時間～5時間未満の場合金額例（日）**

ご利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 介護サービス利用料金	3,914円	4,481円	5,070円	5,647円	6,225円
2. 入浴サービス	405円	405円	405円	405円	405円
3. 内介護保険から給付される金額	3,887円	4,397円	4,927円	5,446円	5,967円
4. サービスに係る自己負担金 (1+2-3)	432円	489円	548円	606円	663円
5. 食事に係る自己負担額	650円	650円	650円	650円	650円
6. 自己負担額合計 (4+5)	1,082円	1,139円	1,198円	1,316円	1,313円

**※世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用及び食費が軽減されます。**

**※1 割負担の場合、所要時間 7時間～8時間未満の場合の金額例(日)**

ご利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 介護サービス利用料金	6,641円	7,838円	9,085円	10,322円	11,579円
2. 入浴サービス	405円	405円	405円	405円	405円
3. 内介護保険から給付される金額	6,341円	7,418円	8,541円	9,654円	10,785円
4. サービスに係る自己負担金 (1+2-3)	705円	825円	949円	1,073円	1,199円
5. 食事に係る自己負担額	650円	650円	650円	650円	650円
6. 自己負担額合計 (4+5)	1,355円	1,475円	1,599円	1,723円	1,849円

**※世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用及び食費が軽減されます。**

**(2) 介護保険の給付対象とならないサービス**

以下のサービスについては、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

**〈サービスの概要と利用料金〉**

**①食費**

ご利用者に提供する食事にかかる費用です。

利用料金；昼食費として650円を徴収いたします。（なお、夕食を提供した場合は550円を加算させていただきます。）

**②通常の事業実施地域以外への送迎**

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、次の料金をいただきます。

利用料金：通常の事業実施地域を越えてから、1キロメートルあたり20円を徴収させ

ていただきます。

### ③保険適用時間外のサービス提供

介護保険適用時間以外の時間にサービスを提供した場合は、介護費用として次の料金をいただきます。 利用料金；1時間あたり700円

### ④日常生活上必要となる諸費用費

ご利用者が日常生活に要する費用で、利用者に負担していただくことが適当と認められるものに係る費用は実費をいただきます。

### ⑤レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。 利用料金：材料代等の実費をいただきます。

### ⑥おむつ代

当事業所に備え付けのおむつを使用した場合は、次の料金をいただきます。

利用料金：パンツ型 : 1枚あたり200円 : 平おむつ : 1枚あたり150円  
: 尿取りパット : 1枚あたり120円

**※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。**

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、御請求時にお支払い下さい。

## (4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の午前8時30分までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 6. 虐待の防止のための措置

- 虐待の発生や再発を防止するため、以下の措置を実施します。
  - ① 虐待の発生・再発を防止するための委員会を定期的に開催すること、及びその結果について、担当する職員への周知徹底を図ること
  - ② 虐待を防止するための指針の整備をすること
  - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
  - ④ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと

## 7. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けします。

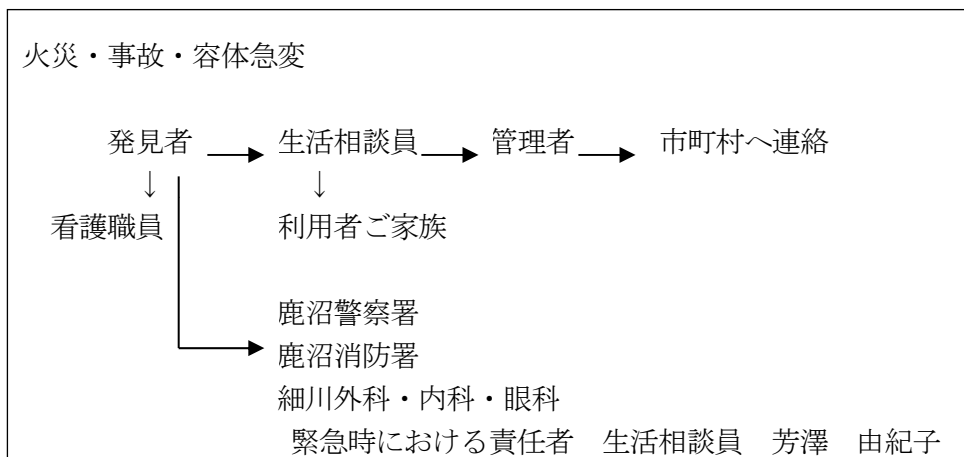
苦情受付窓口（担当者）	生活相談員	芳澤由紀子
受付時間	毎週月曜日～土曜日	午前9時から午後5時
電話	0289-63-3800	

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿 沼 市 介護保険課	鹿沼市今宮町1688-1 電 話 0289-63-2286 FAX 0289-63-2284 受付時間 午前9時から午後5時
栃木県国民健康保険 団体連合会	宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル6階 電 話 028-643-2220 FAX 028-643-5411 受付時間 午前8時30分から午後5時 平日(月曜日～金曜日)

## 8. 緊急時の対応について

・下記にしたがいまして、対応させていただきます。



但し、状況によって変更する場合があります。

※その他のことにつきましても、事務所までお気軽にご相談下さい。



